

群馬県警察

取得時講習のご案内

【令和3年2月改定】

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする方に対する講習で、自動車等の運転に関する講習と応急救護処置講習（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）があります。

講習の対象者	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする方で、総合交通センターで直接受験し合格した方が受講の対象となります。
講習の日時・場所	講習の日時・場所は、講習の委託先である県下指定自動車教習所へ直接申し込んでください。
講習内容	<ul style="list-style-type: none">○ 大型車・中型車講習<ul style="list-style-type: none">・ 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識・ 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能・ 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能○ 準中型車講習<ul style="list-style-type: none">・ 大型車・中型車講習の講習事項（上記3項目）・ 高速自動車国道及び自動車専用道路における安全な運転に必要な技能及び知識○ 普通車講習<ul style="list-style-type: none">・ 運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識・ 高速自動車国道及び自動車専用道路における安全な運転に必要な技能及び知識○ 大型二輪車・普通二輪車講習<ul style="list-style-type: none">・ 運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識・ 二人乗り運転に関する知識○ 大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習<ul style="list-style-type: none">・ 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能及び知識・ 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能・ 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能・ 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識○ 応急救護処置講習（一）（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に必要な知識 ・ 上記のほか応急救護処置に必要な知識 <p>○ 応急救護処置講習（二）（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆及び固定に必要な知識 ・ 外傷、熱傷その他の交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応に必要な知識 ・ 上記のほか応急救護処置に必要な知識 	
講習時間	○ 大型車・中型車・準中型車（普通免許保有者）・普通車講習	4時間
	○ 準中型車講習（普通免許非保有者）	8時間
	○ 大型二輪車・普通二輪車講習	3時間
	○ 大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習	6時間
	○ 応急救護処置講習（一） （大型免許、中型免許、準中型車免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許）	3時間
	○ 応急救護処置講習（二） （大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許）	6時間
講習手数料	○ 大型車・中型車・準中型車（普通免許保有者）講習	17,800円
	○ 準中型車講習（普通免許非保有者）	28,000円
	○ 普通車講習	11,200円
	○ 大型二輪車講習	12,450円
	○ 普通二輪車講習	12,000円
	○ 大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車講習	18,600円
	○ 応急救護処置講習（一） （大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許）	4,200円
	○ 応急救護処置講習（二） （大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許）	8,400円
講習免除者	○ 普通車・普通二輪車講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの） ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。 ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方 ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方 ・ 免許を申請した日から前、6月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3月以上滞在していた方 	
	○ 大型二輪車講習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通二輪免許を既に取得している方 	

- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
 - ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 免許を申請した日から前、6月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3月以上滞在していた方

○ 大型車講習

- ・ 中型免許、準中型免許、中型第二種免許、普通第二種免許のいずれかの免許を既に取得している方
- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
 - ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 免許を申請した日から前、6月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3月以上滞在していた方

○ 中型車講習

- ・ 準中型免許又は普通第二種免許を既に取得している方
- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
 - ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 免許を申請した日から前、6月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3月以上滞在していた方

○ 準中型車講習

- ・ 普通第二種免許を既に取得している方
- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
 - ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 免許を申請した日から前、6月以内に該当する車種で運転できる外国の免許を受けた後、その国に通算して3月以上滞在していた方

○ 大型旅客車講習

- ・ 中型第二種免許又は普通第二種免許を既に取得している方

- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
- ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方

○ 中型旅客車講習

- ・ 普通第二種免許を既に取得している方
- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
- ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方

○ 普通旅客車講習

- ・ 指定自動車教習所の卒業証明書を有する方（1年以内のもの）
- ※ 卒業証明書は、国内全ての都道府県指定自動車教習所のものが有効です。
- ・ 免許の申請をした日から前、1年以内に特定届出自動車教習所の教習課程を終了した方
- ・ 「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方

○ 応急救護処置講習（一）

- ・ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許のいずれかの免許を既に取得している方
- ・ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許のいずれかの免許を「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、救急隊員ほか応急救護処置の知識を得ていることを証明できる方

○ 応急救護処置講習（二）

- ・ 第二種免許を既に取得している方
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかの免許を「うっかり失効」又は「やむを得ず失効」を理由に免許試験の一部免除を受けることができる方
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、救急隊員ほか応急救護処置の知識を得ていることを証明できる方

問合せ先： 運転管理課 教習所係

： 運転免許課 学科試験係・技能試験係

☎027 - 253 - 9300